



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

立替金返還債権の債権放棄の時期

～第一次相続に係る相続税額の立替金・納税者勝訴～

相続税法上、遺言により、被相続人が債権放棄をした場合、原則として、その債務免除相当額は遺贈により取得したものとみなされ相続税の課税対象となります（相法8）。今回は、第一次相続に係る相続税額の債権放棄が「遺言書（追伸）」によってなされたか否かが争われた裁判例をご紹介します。

（平成22年4月26日非公開裁判・全部取消し・TAINSコード F0-3-254）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

被相続人は、平成8年11月5日、先に死亡した被相続人の夫Aの第一次相続に係る相続人全員の相続税額14億1千万円を全額納付しました。平成9年2月3日、被相続人は遺言公正証書を作成し、同年同月10日、「遺言書（追伸）」と題する書面を作成しました。その追伸には、「……、相続税額が決まった時皆とお約束した通りその立替金を請求することを放棄します。」との記載がありました。

本件は、追伸により、原処分庁が、立替金返還債権（本件債権）は、被相続人の相続開始日にその放棄の効力が発生したとして、被相続人の相続財産に該当するとして更正処分を行ったことから争われた事案です。

<審判所の判断>

不服審判所では、次のとおり判断し、更正処分の全部を取り消しました。

- ① 追伸によって本件債権が放棄されたか否かを判断するには、追伸が法的効果を発生させる趣旨であるか否かについて解釈する必要があるところ、その解釈に当たっては、書面の文言を形式的に判断するだけでなく、書面の全記載との関連、書面作成当時の事情及び作成者の置かれていた状況などを考慮して、作成者の真意を探求してその条項の趣旨を確定すべきものと解するのが相当である。
- ② 被相続人の遺言書等一連の書面作成の経緯に照らすと、被相続人は、追伸作成当時までには、法的効果を発生させる部分とそうでない部分を書き分け、追伸という形式は、被相続人の心情や希望など相続人らに対する手紙ともいふべき法的効果を伴わない内容を記載する際に利用していたと解することができる。
- ③ 追伸は、後の紛争防止のため、被相続人が過去にBら8名の相続人に対して本件債権につき債務免除の意思表示をした事実を書面化するべく、法的効果を伴わない遺言公正証書の付言部分（遺言書を作成した趣旨）に加えて、過去の事実を確認する趣旨で記載されたものと解するのが相当である。
- ④ したがって、追伸をもって被相続人がBら8名の相続人に対して本件債権を放棄したと解することはできず、本件債権についての債務免除の意思表示は、遅くとも追伸が作成された平成9年2月10日までにされたとみるべきである。
- ⑤ 原処分庁は、追伸は民法第968条の自筆証書遺言に当たり、その記載内容は、本件債権を放棄する意思表示をしているから特定遺贈に当たる旨主張する。しかしながら、遺産相続に係る事項については、既に弁護士の関与の下に遺言公正証書が作成されており、仮に遺言によって本件債権を放棄する意思表示をするならば、遺言公正証書作成時点において行うことができたのであり、また、追伸が遺言としての形式的要件を満たすものであったとしても、それが法的効果を生じさせるかどうかは、その書面の意味内容の解釈によるのであり、追伸の「放棄する」との一部分のみをことさら取り上げて、債務免除の意思表示であると解釈すべきではないから、原処分庁の主張は採用できない。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判14頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記までご一報ください。

JUSTAX 第213号(平成23年4月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-2モリタビル/TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628